



6/19 木戸地労委

全勝判決

謝罪文

国鉄千葉動力車労働組合

執行委員長 中野 洋 殿

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 住田 正二

当社千葉支社の車務担当課長が、貴組合員木戸一郎氏の出向解除による当社への復帰に際し、同氏に対し貴組合からの脱退を勧奨したことは、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると千葉県地方労働委員会において認定されましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

脱退強要に断る

六月一九日、千葉県地方労働委員会は、河野（当時車務課長）らによる、千葉組合側主張を全面的に認め、運転区支部木戸君に対する組合脱退強要事件について、組合側主張を全面的に認め、算事業団の採用差別事件に続々、地労委での二連勝である。労働千葉つぶしのみに憂心をやつす、JR東日本本の実態が、またも社会的に認定され、暴きだされた

JR側、とりわけ河野車務課長のウソで固めた主張、証言の一切を退け、組合側主張の正当性を全面的に認定した判断を行なつてある。

JRは直ちに、この間の一切の不当労働行為を謝罪し、地労委命令を履行せよ！

「河野課長は、『あなたがよい』と言つてのこと、まさか社長であつたらこのようないいふことをどう扱いますか」と質問している。これは、單なる会社をとりまく客観的情勢の説明といふものにとどまらず、その真意は管理職の地位を利用して、木戸に対して動労千葉に所属していくことについて再考を求め、もつて動労千葉からの脱退を勧めたものと解するが、相当であり、したがつて脱退を勧めたことはないとの会社の主張は採用できない。とえ動労千葉の組合員が希望しても京葉線には配属しないと述べている。このように動労千葉の組合員への差別の意向を明らかにしている」

「河野課長は、『組合をやめる意志はあるのか』と木戸に質し、木戸が『國労ではだめか』と答えると、『國労では同じだ』『一旦東鉄労に入り、また動労千葉に戻つたら、人間としての

会社の信用がなくなります

「河野課長は、『あなたがよい』と言つてのこと、まさか社長であつたらこのようないいふことをどう扱いますか』と質問している。これは、單なる会社をとりまく客観的情勢の説明といふものにとどまらず、その真意は管理職の地位を利用して、木戸に対して動労千葉に所属していくことについて再考を求め、もつて動労千葉からの脱退を勧めたものと解するが、相当であり、したがつて脱退を勧めたことはないとの会社の主張は採用できない。とえ動労千葉の組合員が希望しても京葉線には配属しないと述べている。このように動労千葉の組合員への差別の意向を明らかにしている」

「河野課長は、『組合をやめる意志はあるのか』と木戸に質し、木戸が『國労ではだめか』と答えると、『國労では同じだ』『一旦東

鉄労に入り、また動労千葉に戻つたら、人間としての

会社の信用がなくなります

「河野課長は、『組合をやめる意志はあるのか』と木戸に質し、木戸が『國労ではだめか』と答えると、『國労では同じだ』『一旦東鉄労に入り、また動労千葉に戻つたら、人間としての

勝利

勝利命令△。

旨

の。動労千葉の主張が全く正当なものであることが証明されたのである。

以上とのおり、命令書は、

JR側、とりわけ河野車務課長のウソで固めた主張、証言の一切を退け、組合側主張の正当性を全面的に認定した判断を行なつてある。

JRは直ちに、この間の一切の不当労働行為を謝罪し、地労委命令を履行せよ！

JRは直ちに、この間の一切の不当労働行為を謝罪し、地労委命令を履行せよ！